

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書
概要版
(武蔵野の森総合スポーツ施設)

平成 27 年 8 月

東 京 都

－ 目 次 －

1. 2020 年東京大会の正式名称	1
2. 2020 年東京大会の目的	1
3. 2020 年東京大会の概要	2
4. 環境影響評価書の概要	3
4.1 武蔵野の森総合スポーツ施設の概要	3
4.2 武蔵野の森総合スポーツ施設の計画の内容	4
4.3 環境影響評価の項目	12
4.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論	18

1. 2020 年東京大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 2020 年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

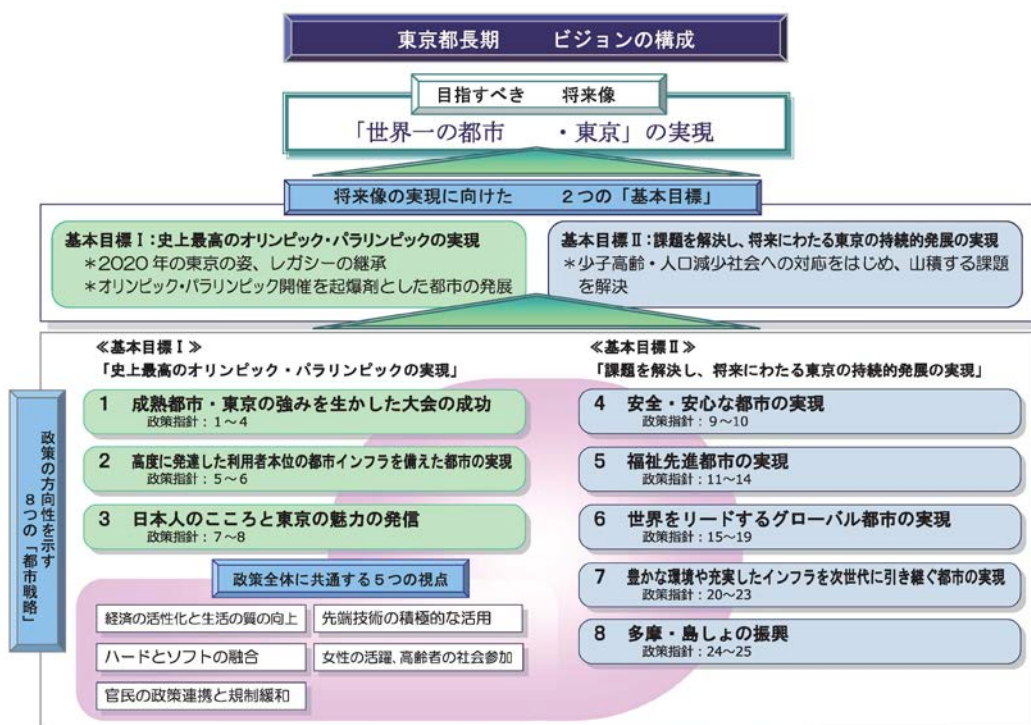


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020 年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 環境影響評価書の概要

4.1 武蔵野の森総合スポーツ施設の概要

本評価書の対象である武蔵野の森総合スポーツ施設（メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟）の概要は、表 4.1-1 に示すとおりである。

武蔵野の森総合スポーツ施設は、400 万人を超える人口を擁し、首都圏の中核拠点として一層の発展が期待される多摩地区に、多様なスポーツニーズに応える総合スポーツ施設を整備するものであり、武蔵野の森総合スポーツ施設を含んだ武蔵野の森地区は、「2020 年の東京」の中で 4 大スポーツクラスターの一つに位置づけられている。

武蔵野の森総合スポーツ施設には、メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟の 2 棟の建築物を建設する予定であり、その概要は、表 4.1-2 に示すとおりである。2020 年東京大会では、オリンピックの近代五種（フェンシング）、バドミントンの会場として利用される計画である（現時点（平成 27 年 8 月）の計画）。

表 4.1-1 会場の概要（武蔵野の森総合スポーツ施設）

項目	内容
競技	オリンピック：近代五種（フェンシング）、バドミントン
	パラリンピック：－

【イメージ図】



出典：平成 25 年 4 月 23 日東京都報道発表資料「「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の実施設設計」について」

表 4.1-2 武蔵野の森総合スポーツ施設の内容の概略

項 目	内 容
所 在 地	東京都調布市飛田給一丁目 1 番 41 号ほか
用 途 地 域	準工業地域
敷 地 面 積	約 33,500m ²
建 築 面 積	約 27,200m ²
延 床 面 積	約 49,100m ²
最 高 高 さ	30.7m
主 要 用 途	大規模スポーツ大会、イベント興行、広域的大会、都民の日常利用など
駐 車 台 数	恒設：177 台
工事予定期間	平成 25 年度～平成 28 年度
供 用 時 期	平成 29 年度中

出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」(平成 24 年 12 月 東京都)
 平成 25 年 4 月 23 日東京都報道発表資料「「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の実実施設計」
 について」

4.2 武蔵野の森総合スポーツ施設の計画の内容

4.2.1 位置

計画地の位置は、写真 4.2-1に示すとおり、調布市飛田給一丁目に位置しており、敷地面積は約33,500m²である。

計画地は、北東側は調布基地跡地運動広場に隣接し、東側には J リーグの試合等が開催される東京スタジアム（味の素スタジアム）、西側には東京スタジアム（味の素スタジアム）西競技場（以下、「西競技場」という。）が整備されている。

また、2020年東京大会を運営する範囲（以下、「会場エリア」という。）は、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）及び西競技場も含む範囲とする計画である（「立候補ファイル」時点の計画）。なお、計画地が位置する武蔵野の森総合スポーツ施設・東京スタジアム会場エリアの北側には、2020年東京大会の会場として利用される予定の武蔵野の森公園会場エリアが位置している。



(c)NTT空間情報株式会社

凡 例

- 計画地
- 会場エリア
- 市町界
- 私鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 4.2-1 計画地周辺の航空写真

4.2.2 配置計画

武蔵野の森総合スポーツ施設の計画建築物の配置計画図及び断面計画図は、図 4.2-1、図 4.2-2(1)及び(2)に示すとおりである。

4.2.3 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に計画建築物に出入する自動車の発生集中交通量は、表 4.2-1 に示すとおり平日 1,074 台/日と想定した。

なお、交通処理計画等については、今後、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定される。

なお、2020 年東京大会における関連車両交通量については、現時点では未定である。

表 4.2-1 発生集中交通量(関連車両交通量)

	小型車	大型車	合計
発生集中交通量 (関連車両交通量)	216台/日	858台/日	1,074台/日

4.2.4 駐車場計画

駐車場は地上部に設ける自走式駐車場とし、関係者用の駐車場はメインアリーナ棟北側に43台、一般車用の駐車場はサブアリーナ・プール棟のわきに134台整備する計画である。

4.2.5 設備計画¹

上水は公共水道から供給を受け、汚水・雑排水は公共下水道に放流する計画である。

雨水については、メインアリーナの屋根部分を除き、敷地内浸透処理とする。メインアリーナの屋根部分の雨水は、雑用水としてトイレの洗浄水や植栽の散水に利用する。

上水について、本施設は、50m プールを持つ総合スポーツ施設であり、一時に多量の水を使用することから、「受水槽＋加圧給水ポンプ方式²」を採用し、地域インフラに負担をかけない計画とする。

プール排水は、ピット内プール排水槽に貯留し、一部を消防水利や雑用水として再利用するとともに、場外へ一時に多量の排水を行うことを抑制し、下水道への負担を軽減する計画とする。

熱源計画については、ソーラー吸収式冷温水発生機をシステムに組み合わせることを検討する。

また、マイクロコージェネレーションの導入を検討する。その他、省エネルギー設備として、地中熱利用、太陽光発電、太陽熱利用設備の導入を予定する。

表 4.2-2 設備概要

項 目	概要
コージェネレーションシステム	25kW×12 台
太陽光発電	設置面積 808.61m ²
太陽熱利用	設置面積 722.92m ²
地中熱利用	373kW×1 台

出典：「建築物環境計画書制度」（平成 27 年 3 月 3 日参照 東京都）

http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/detail/120218_71.html

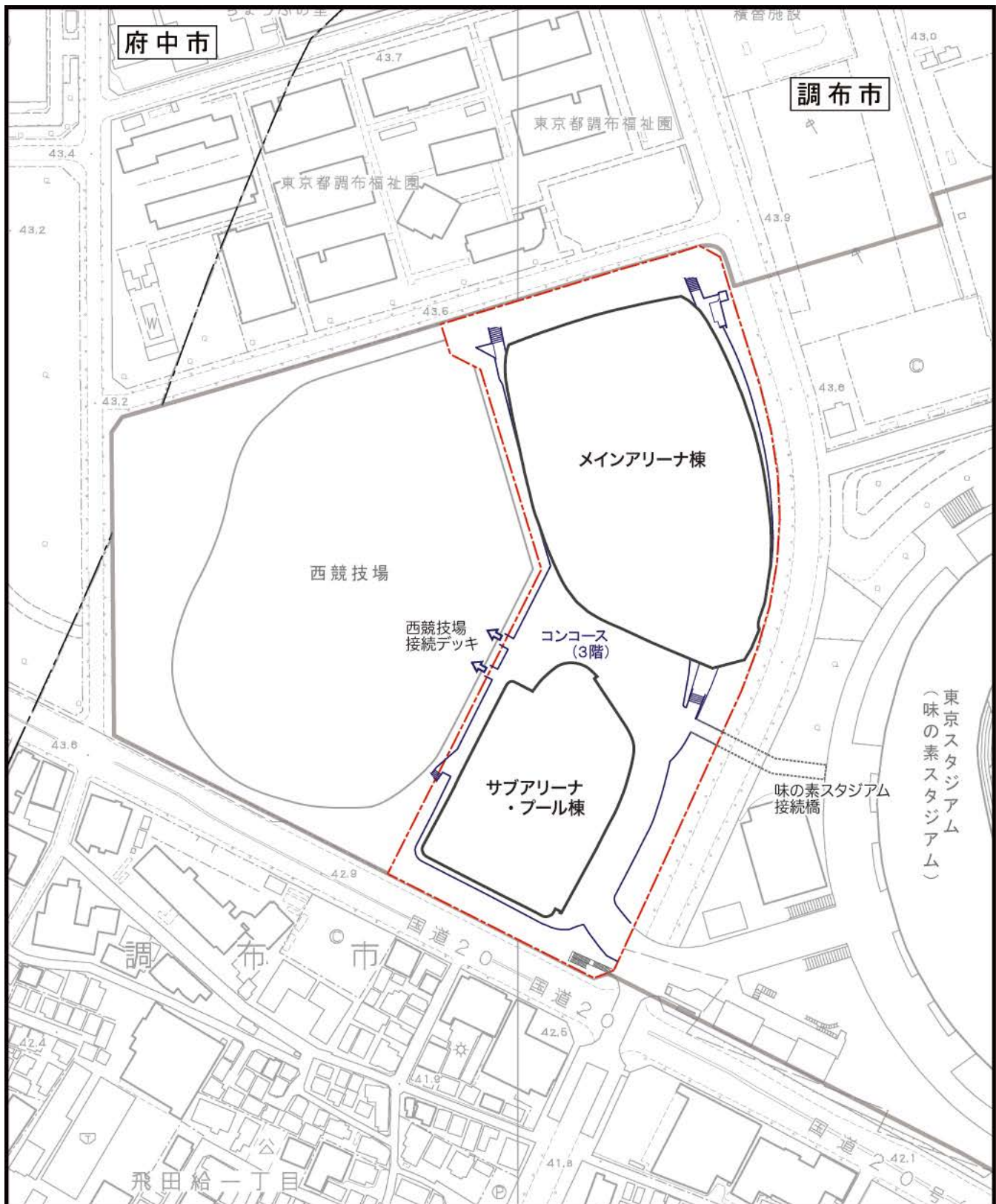
¹出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)(22)新築工事 基本設計」（平成23年7月 (株)日本設計）、「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」（平成24年12月 東京都）

²加圧給水ポンプ方式：受水槽方式の給水方式の一つで、受水槽に貯めた水をポンプを使用して所定の水圧で給水する方式。受水槽を地下部に配置することができる。

4.2.6 廃棄物処理計画

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)及び調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年調布市条例第24号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・カン、再利用対象物等の廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

なお、本評価書の対象ではないが、建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。



凡 例

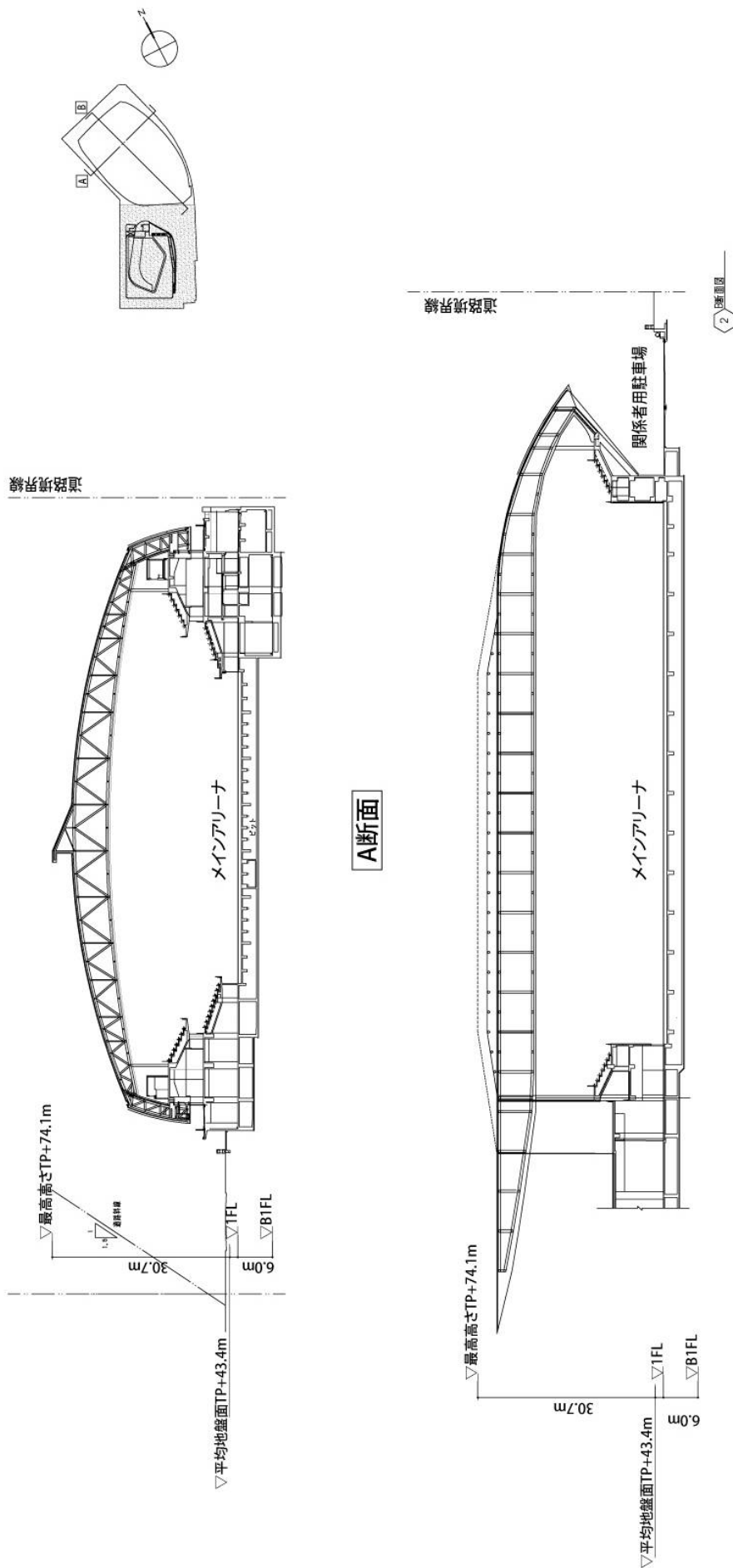
- 計画地
- 会場エリア
- 市町界



Scale 1:2,500

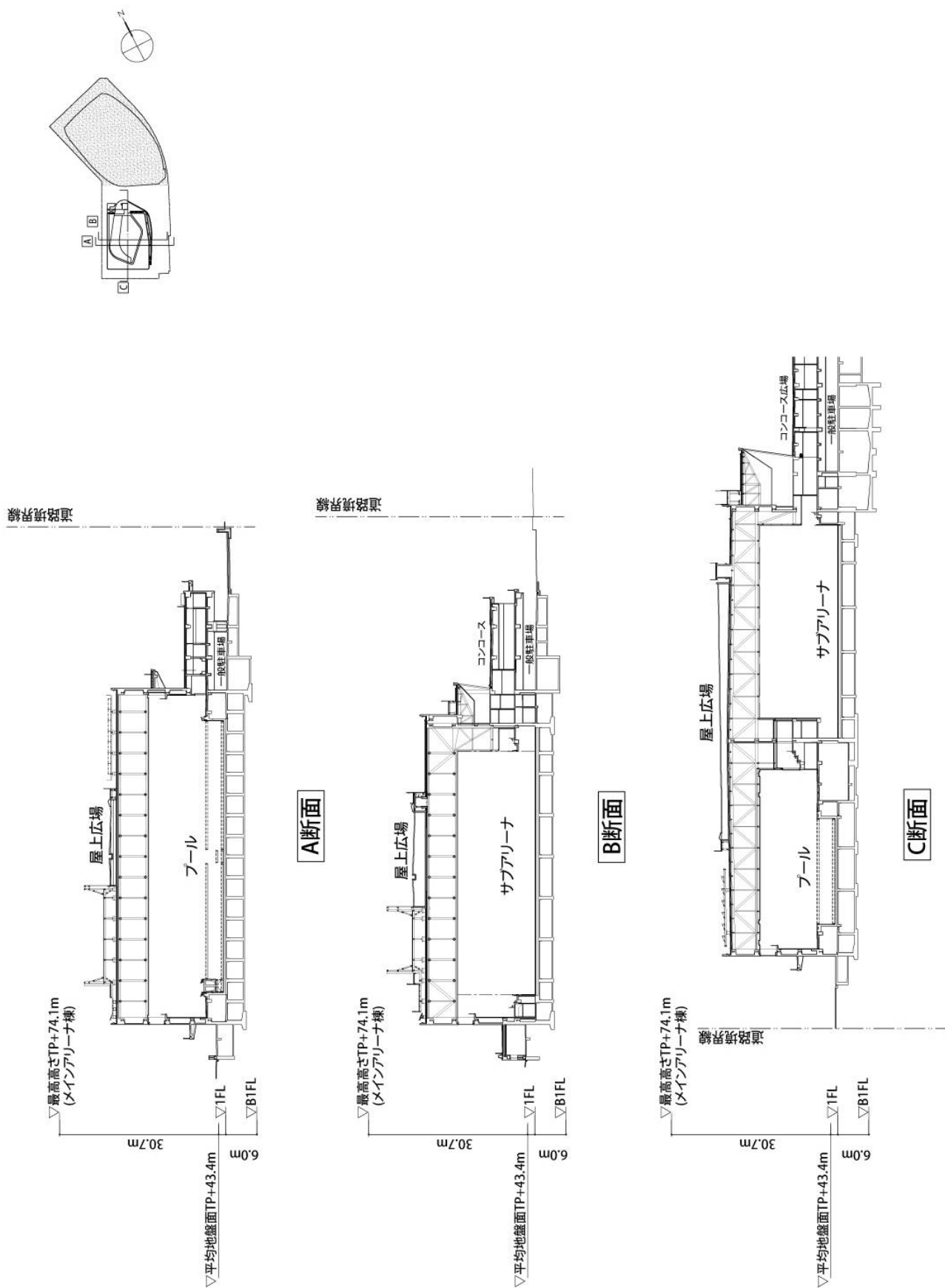


図 4.2-1 配置計画図



出典：「武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)実施設計」(平成24年12月 東京都)

図4.2-2(1) 断面図(メインアリーナ棟)



4.2.7 緑化計画

緑化計画は、計画地北側のサクラの既存樹木を保存するとともに、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する等、隣接する西競技場の敷地も含め、周辺の緑との調和を図り、地域の人々に親しまれる緑地を整備する計画としている。

緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）及び調布市自然環境の保全等に関する条例（平成 8 年調布市条例第 4 号）における緑化基準を上回る計画としている。

表 4.2-3 緑化計画

区分	計画緑化面積	必要緑化面積
メインアリーナ棟及びサブアリーナ・プール棟敷地	約 2,900m ²	—
西競技場敷地	約 9,400m ²	—
合計	約 12,300m ²	10,978.75m ²

注1)必要緑化面積は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）における緑化基準面積を示す。

2)武蔵野の森総合スポーツ施設は、メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プール、補助競技場で構成されるため、緑化計画は既に竣工した補助競技場（西競技場）も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）に基づく緑化計画を行っている。

4.2.8 施工計画

本事業に係る全体工事期間は、平成 26 年 2 月から平成 29 年 1 月にかけて、36 か月間の工期を予定している。

工事中に実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・バックホウ、ホイールローダ、ブルドーザ（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）、発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む）、空気圧縮機（可搬式）油圧ユニット、ホイールクレーン、ローラ類については、排出ガス対策型建設機械を用いる。
- ・ブルドーザ、バックホウ、ドラグライン及びクラムシェル、トラクターショベル、クローラークレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン、バイブロハンマ、油圧式杭打機、油圧式鋼管圧入・引抜機及び油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、アースドリル、ロードローラ、タイヤローラ及び振動ローラ、コンクリートポンプ車、コンクリート圧砕機、アスファルトフィニッシャ、コンクリートカッター、空気圧縮機、発動発電機、さく岩機（コンクリートブレイカー）については低騒音型・低振動型の建設機械を用いる。
- ・建設副産物の処理にあたっては、リサイクル計画書及びリサイクル報告書を作成し、リサイクル実施状況を整理する。
- ・建設副産物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（マニフェスト）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。
- ・工事の施工にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）、「東京都リサイクルガイドライン」に基づき策定された東京都環境物品等調達方針（公共工事）（東京都）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。

4.3 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 4.3-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

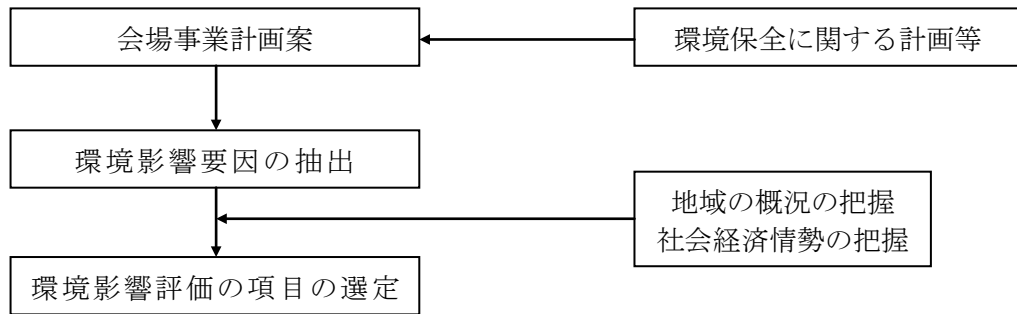


図 4.3-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、2020 年東京大会の開催前、開催中及び開催後について、表 4.3-1 に示すとおり設定した。2020 年東京大会の開催にあたっては、本事業で整備する施設のほかに、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元が未定である。また、2020 年東京大会の開催中における大会の運営等についても、現時点では具体的な計画が未定である。このため、本評価書では、表 4.3-1 に示す環境影響要因のうち、計画の具体性の高い環境影響要因を対象とすることとし、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施する予定である。

なお、本事業は既に工事着工しているため、本評価書では工事の実施に伴う環境影響評価は実施せず、工事中の環境影響はフォローアップで確認することとした。

表 4.3-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因		内容
開催前	恒設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設工作物	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設工作物の出現や仮設工作物の存在に伴う影響
開催中	競技の実施		競技の実施に伴う影響
	大会の運営		大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響
開催後	仮設工作物	解体工事	2020 年東京大会の仮設工作物の解体工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒設施設	設備等の持続的稼働	
		2020 年東京大会後の施設の継続的利用に伴う影響	

注) 網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。

選定した環境影響評価の項目は、表 4.3-2(1) 及び(2)に、選定した理由は、表 4.3-3(1) 及び(2)に、選定しなかった理由は、表 4.3-4 に示すとおりである。

表 4.3-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設（仮設除く）	工事用車両の走行（仮設除く）	建設機械の稼働（仮設除く）	建築物の出現（仮設除く）	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度		○	○			○				○
			・ アスリートへの影響の程度										
		水質等	・ 水質の変化の程度										
			・ アスリートへの影響の程度										
		土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
			・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
			・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度										○
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度										○
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度										○
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度										○
			・ 湧水流量の変化の程度										
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度										○
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度										○
			・ 水生生物相の変化の内容及びその程度										
			・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度										○
			・ 生態系の変化の内容及びその程度										○
			・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度										
			・ アスリートへの生物等の影響の程度										
		緑	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度										○
	生活環境	騒音・振動	・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動		○								
			・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動					○					
			・ 建設機械等の騒音及び振動			○							
			・ 会場設備等からの騒音及び振動										
			・ 競技実施に伴う騒音及び振動										
		日影	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○						○
			・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度				○						○
			・ 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物				○						○
	アメニティ・文化	景観	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度				○						○
			・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
			・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				○						○
			・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度				○						○
			・ 圧迫感の変化の程度				○						○
			・ 緑視率の変化の程度				○						○
			・ 景観阻害要因の変化の程度				○						○
		自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度			○							○
			・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度			○							○
			・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		○								○

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.3-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目			区 分 環境影響要因 予測事項	開催前				開催中		開催後			
				施設の建設(仮設除く)	工事用車両の走行(仮設除く)	建設機械の稼働(仮設除く)	建築物の出現(仮設除く)	競技の実施	大会の運営	解体工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性	・ 緑の程度 ・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度					○					○
		史跡・文化財	・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度 ・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度 ・ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 ・ 会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度 ・ 文化財等の回復の程度	○									
		資源・廃棄物	水利用				○	○					○
			廃棄物	○				○					○
			エコマテリアル	○									
		温室効果ガス	温室効果ガスの排出量及びその削減の程度			○		○					○
		エネルギー	エネルギーの使用量及びその削減の程度			○		○					○
社会経済項目	土地利用	土地利用	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度 ・ 未利用地の解消の有無及びその程度				○						
		地域分断	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度										
		移転	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度										
	社会活動	スポーツ活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度										
		文化活動	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
	参加・協働	ボランティア	・ ボランティア活動の内容とその程度										
		コミュニティ	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度										
		環境への意識	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度 ・ 意識啓発のための機会の増減										
	安全・衛生・安心	安全	・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・ 電力供給の安定度				○	○					○
		衛生	・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度										
		消防・防災	・ 耐震性の程度 ・ 津波対策の程度 ・ 防火性の程度				○	○					○
		交通	交通渋滞		○								
			公共交通へのアクセシビリティ		○			○					
	経済	交通安全	・ 交通安全の変化の程度		○			○					○
		経済波及	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度										
		雇用	・ 創出又は消失と思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等										
		事業採算性	・ 会場ごとの施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度										

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。

2) 濃い網掛け (■) は、2020年東京大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、今後競技を対象とした環境影響評価の際に検討を行う事項であるため、本書では対象としないことを示す。

3) 薄い網掛け (□) は、具体的な計画が未定であり、今後の計画の熟度に応じて別途検討を行うため、本書では対象としない事項を示す。なお、薄い網掛けにおける○は、調査計画書において選定した事項を示す。

表 4.3-3(1) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
大気等	大気等に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「大気等の状況の変化の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う「大気等の状況の変化の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において大気質濃度等を明らかにする。
生物の生育・生息基盤	生物の生育・生息基盤に影響を及ぼす要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「生物・生態系の賦存地の改変の程度」、「新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度」とする。
水循環	水循環に影響を及ぼす要因としては、開催後における施設の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「地下水涵養能の変化の程度」、「地下水の水位及び流動の変化の程度」とする。 なお、「湧水流量の変化の程度」は、計画地及びその周辺に湧水箇所が存在しないことから、予測事項としない。
生物・生態系	生物・生態系に影響を及ぼす要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」、「陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」、「生育・生息環境の変化の内容及びその程度」、「生態系の変化の内容及びその程度」とする。 なお、「水生生物相の変化の内容及びその程度」は、水生生物の生息地が計画地に存在しないため、予測事項としない。また、「重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度」は、計画地及びその周辺に重要な生物・生態系の保護・保全地域が存在しないことから、予測事項としない。
緑	緑に影響を及ぼす要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度」とする。
日 影	日影が生じるおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」、「冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」、「日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物」とする。
景 観	景観に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度」、「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」、「貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度」、「圧迫感の変化の程度」、「緑視率の変化の程度」、「景観阻害要因の変化の程度」とする。 なお、「景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度」は、計画地が景観形成特別地区の景観を阻害しないことから、予測事項としない。
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」、「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」及び建設機械の稼働に伴う「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において自然との触れ合い活動の状況等を明らかにする。
歩行者空間の快適性	歩行者空間の快適性に及ぼすおそれのある要因としては、都市特有の課題であるヒートアイランド現象が考えられる。 予測事項は、「緑の程度」、「歩行者が感じる快適性の程度」とする。

表 4.3-3(2) 選定した項目及びその理由

項 目	選定した理由
水利用	水利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「水の効率的利用への取組・貢献の程度」とする。
廃棄物	廃棄物を排出するおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」とする。 なお、開催前の施設の建設に伴う「廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において廃棄物の発生量等を明らかにする。
温室効果ガス	温室効果ガスを排出するおそれがある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の建設機械の稼働に伴う「温室効果ガスの排出量及びその削減の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において温室効果ガスの排出量等を明らかにする。
エネルギー	多量のエネルギーを使用するおそれがある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「エネルギーの使用量及びその削減の程度」とする。 なお、開催前の建設機械の稼働に伴う「エネルギーの使用量及びその削減の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書においてエネルギー使用量等を明らかにする。
土地利用	土地利用に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現が考えられる。 予測事項は、「未利用地の解消の有無及びその程度」とする。 なお、「自然地の改変・転用の有無及びその程度」は、自然地 ³ の改変はないため、予測事項としない。
安全	安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「危険物施設等からの安全性の確保の程度」、「移動の安全のためのバリアフリー化の程度」、「電力供給の安定度」とする。
消防・防災	消防・防災に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における建築物の出現、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項としては、「耐震性の程度」、「防火性の程度」とする。 なお、「津波対策の程度」は、計画地が内陸域に立地しているため、予測事項としない。
交通安全	交通安全に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催後における設備等の持続的稼働が考えられる。 予測事項は、「交通安全の変化の程度」とする。 なお、開催前の工事用車両の走行に伴う「交通安全の変化の程度」は、本事業では既に工事着工しているため、予測事項とせず、フォローアップ報告書において交通安全の変化の状況等を明らかにする。

なお、調査計画書で施設の存在（本書では、建築物の出現）における予測事項として選定したもののうち、施設の建設において既に影響が発現するものについては、施設の建設における予測事項とするとともに、設備等の持続的稼働における予測事項とした。ただし、本事業は既に工事着手していることから、工事の実施に伴う影響については、フォローアップ報告書において明らかにする。

3 自然地とは、樹林地、草地（建築物その他の工作物の除却後、5年以上経過して自然が回復していると認められる土地を含む。）、農地、池沼又はこれらに類する状態にある土地をいう。（東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則 第50条）

表 4.3-4 選定しなかった項目及びその理由

項 目	選定しなかった理由
水質等	施設の建設及び運営に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。
土壌	本事業では既に工事着工しており、土地の改変にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づき土地利用の履歴等調査を実施した結果、過去に有害物質取扱事業場が存在したという履歴はない。 また、開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はない。このことから、土壌に著しい影響を及ぼすおそれはない。 なお、工事の実施に伴い新たに汚染土壌が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。
騒音・振動	計画地内に騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定施設や振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定施設等の騒音・振動の発生源となる施設は設置しない。 なお、本事業では既に工事着工しているため、工事の実施に伴う騒音・振動については、フォローアップ報告書において明らかにする。
史跡・文化財	本事業では既に工事着工しており、事前の平成 21 年 5 月に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく埋蔵文化財発掘の通知を行っており、埋蔵文化財調査は終了している。
エコマテリアル	本事業では既に「平成 26 年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成 26 年 6 月 東京都）に基づき工事を実施しているため、工事の実施に伴うエコマテリアルの利用状況等については、フォローアップ報告書において明らかにする。
地域分断	計画地が位置する調布飛行場跡地は、昭和 48 年に調布飛行場がアメリカ軍から日本政府に全面返還され、跡地利用について国、東京都及び地元 3 市（調布市、府中市、三鷹市）で協議・折衝を行ってきた未利用地であり、地域住民の日常的な移動経路として利用されていない。また、計画地は、隣接する西競技場へのアクセス経路にはなっていない。このことから、新たな地域分断は生じない。
移転	計画地が位置する調布飛行場跡地は、昭和 48 年に調布飛行場がアメリカ軍から日本政府に全面返還され、跡地利用について国、東京都及び地元 3 市（調布市、府中市、三鷹市）で協議・折衝を行ってきた未利用地であり、住宅や店舗等は存在しない。このことから、住宅や店舗等の移転は生じない。なお、計画地の一部が東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として利用されていたが、本駐車場は仮設の暫定的な施設である。
スポーツ活動	2020 年東京大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
文化活動	2020 年東京大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	2020 年東京大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	2020 年東京大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	2020 年東京大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
衛生	2020 年東京大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
交通渋滞	本事業では既に工事着工しているため、工事の実施に伴う交通渋滞の状況等については、フォローアップ報告書において明らかにする。
公共交通へのアクセシビリティ	本事業では既に工事着工しているため、工事の実施に伴うアクセス性の変化の状況等については、フォローアップ報告書において明らかにする。
経済波及	2020 年東京大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
雇用	2020 年東京大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等毎に予測せず全体計画で評価する。
事業採算性	2020 年東京大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で個々の会場毎に評価する。

4.4 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 26 年 2 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や会場エリア及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4.4-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 4.4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 大気等	[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度] 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.035～0.038ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.2～0.3%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。 [熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度] 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.035ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.1%である。
2. 生物の生育・生息基盤	計画地は東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、計画地の生物・生態系の賦存地の改変も生じない。計画地周辺における生物・生態系の賦存地の改変は生じないほか、地下水位の低下や土地の安定性の変化は生じないと考え、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないとする。 事業の実施にあたっては、イチヨウの既存樹木の活用や地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽し、合計として約2,900m²の植物が生育する基盤が創出される。また、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地等の生物・生態系の賦存地との連続性を確保するとともに、西競技場の緑地等に生育・生息する動植物の移動経路や生育・生息環境の創出に配慮する計画である。さらに、コンコース上の人工地盤植栽の植栽基盤（土壌）には、植栽樹の生育に伴う落葉等により、新たな土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤が創出される等、周辺環境と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されると考える。 以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は増加するとともに、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものとする。
3. 水循環	[地下水涵養能の変化の程度] 本事業では、雨水貯留浸透施設により、「調布市雨水浸透施設設置基準」に示される必要な抑制対策量を確保する計画である。雨水貯留浸透施設は、計画地の形状を踏まえ4箇所に配置することで効率よく雨水を貯留・浸透できるよう配慮する。 また、計画地内の地上部に緑地を配置することにより、雨水浸透による地下水涵養に配慮する。 以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、評価の指標（「調布市雨水浸透施設設置基準」（平成 21 年 4 月 調布市）に示される雨水流出抑制量の確保）は満足するものとする。 [地下水の水位及び流動の変化] 本事業で建設する地下1階基礎下端は、メインアリーナの最深部でT.P.+約34mであり、帯水層を遮断する範囲はその一部にとどまる。また、計画地は立川段丘上にあることから、帯水層が存在する関東ローム層や立川礫層は、計画地周辺に広がっていることから、地下水流は地下構造物等の周囲を迂回すると考える。なお、掘削工事において、ほとんど湧水は確認されていない。 以上のことから、現状の地下水位及び流動を悪化させることはないと推測され、評価の指標（地下水等の現状を悪化させないこと）は満足するものとする。

表 4. 4-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
4. 生物・生態系	計画地においては、東京スタジアム（味の素スタジアム）駐車場として暫定利用されていた場所であり、大部分は人工裸地となっている。動植物の生育・生息環境となる樹林等の植物群落は計画地北側のソメイヨシノのみである。事業の実施にあたっては、ソメイヨシノの植栽樹林群は保存する計画としていることから、事業の実施による改変は生じない。 以上のことから、生物・生態系の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものとする。また、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用するほか、地上部のオープンスペース、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としている。計画地周辺には、武蔵野の森公園や隣接する西競技場の緑地に、動植物の生育・生息環境となる植栽樹林群（混交、落葉広葉、常緑広葉）の植栽が広く残存しており、計画地の緑地と一体となった生育・生息環境が形成され则认为する。
5. 緑	事業の実施に伴い、隣接する西競技場敷地を含めて合計で約 12,300m²の緑化面積を確保する計画である。 本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例及び調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき緑化基準が定められているが、いずれの緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。 以上のことから、評価の指標（法令等の緑化面積基準等）は満足するものとする。また、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地と一体となった緑が形成され则认为する。さらに、本事業の緑化計画は、コンコース等のオープンスペースに整備されるため、一部駐車場として利用されていた計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を提供する計画である。また、施設周辺の歩行者動線は、周辺の緑地への新たな動線が創出される計画であることから、来訪者に新たな緑と触れ合う場所を提供できると考える。
6. 日影	計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地の西北西側約 110m から、東北東側約 120m にかけての調布市西町の範囲であるが、日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないものとする。 以上のことから、評価の指標（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める日影規制）は満足するものとする。
7. 景観	[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度] 計画地周辺は東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等のスポーツ施設が存在する他、計画地北側の武蔵野の森公園や野川公園、計画地西側の西競技場の緑地など豊かな武蔵野の森が形成する地域景観を有している。 事業の実施にあたっては、メインアリーナの軒高やデッキレベルを東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、自然豊かな環境が引き立つよう、マンセル値 N7.0 及び N7.5 の色彩を主とした「素材色」と「ニュートラル色」を基本とした色彩とする計画としている。また、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺の緑との調和を図るとともに、3 階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、「東京都景観計画」における一般地域の景観形成基準であるスカイラインの調和、色彩の配慮、積極的な緑化等との整合が図られており、評価の指標（「調布市景観計画」に定める基本方針）は満足するものとする。また、2020 年東京大会が契機となり、計画建築物は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツクラスターを象徴する施設として、新たな地域景観のランドマークを形成するものとする。 [代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度] 事業の実施に伴い、最高高さ約 31m の建築物が出現するが、メインアリーナの軒高を東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、周辺環境に配慮した色彩や周辺の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、眺望景観の現況は概ね維持され、評価の指標（「調布市景観計画」に定める基本方針）は満足するものとする。また、京王線飛田給駅からのアプローチとなる一般国道 20 号（甲州街道）上の歩道橋からは、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）と調和した武蔵野の森への入口となる新たな眺望景観が形成され则认为する。 [貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度] 計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されており、計画地内に貴重な景勝地は存在しない。 以上のことから、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく、評価の指標（「調布市景観計画」に定める基本方針）は満足するものとする。

表 4.4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
7. 景観 (続き)	[圧迫感の変化の程度] 計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で約 3.9%の増加がある。 計画建築物は、建物の高さを徐々に低くするとともに、セットバックや樹木の設定により計画地北側の福祉施設への圧迫感の低減に配慮した計画としている。 以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」は満足するものとする。 [緑視率の変化の程度] 計画建築物の出現に伴い、代表的な眺望点からの緑視率は概ね現況と同程度と予測されるが、計画建築物に近接した眺望点においては緑視率が減少する。 事業の実施にあたっては、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺の緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、計画建築物に近接した眺望点からの緑視率は減少するものの、敷地内への緑化を行うことで概ね現況の緑視率は維持され、評価の指標（緑視率の変化の軽減を図ること）は満足するものとする。 [景観阻害要因の変化の程度] 計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されており、計画地周辺に存在する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等のスポーツ施設とは異なる景観となっている。また、計画地西側の西競技場周辺の緑地空間は計画地により分断されている。 事業の実施にあたっては、メインアリーナの軒高やデッキレベルを東京スタジアム（味の素スタジアム）と揃えることで周辺建築物とのスカイラインの調和を図るとともに、桜並木を始めとした既存樹木の保全など周辺の緑との調和を図るとともに、3階コンコースの高木や低木・地被類植栽、サブアリーナの屋上緑化、メインアリーナの壁面緑化等により、隣接する西競技場の緑地との連続性を確保した植栽計画としている。 以上のことから、現況と比べて周辺建築物と調和した景観が形成されるとともに、周辺の緑地と一体となった武蔵野の森の地域景観の創出に寄与すると推測され、評価の指標（「調布市景観計画」に定める基本方針）は満足するものとする。また、2020年東京大会が契機となり、計画建築物は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツクラスターを象徴する施設として、新たな地域景観のランドマークを形成するものとする。
8. 自然との 触れ合い活動の場	[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものとする。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものとする。 [自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場との間に新たなネットワークが創出されると考える。 以上のことから、計画地内に創出される植栽空間は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものとする。 [自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、南北方向及び東西方向への移動を可能とする歩行者動線が整備されることにより、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークが創出されると考える。 以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することにより、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものとする。

表 4. 4-1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
9. 歩行者空間の快適性	[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持され、評価の指標（現況の緑量）は満足するものとする。 [歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路となる歩道上の暑さ指数（WBGT）は、街路樹や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、暑さ指数（WBGT）は 28℃程度となり、熱中症が中等度以上の生活活動でおこる危険性がある「警戒」レベルになると考える。 日影のない直射日光下では、暑さ指数（WBGT）は最大で 32℃となり、熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると考える。 以上のことから、夏季においては歩行者空間の快適性が低下することもあることから、日陰の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。
10. 水利用	本事業は、メインアリーナ屋根に降る雨水を集水し、地下雨水貯留槽へ貯留後、プール排水と合わせて、消防水利やトイレ洗浄水等に使用する計画としている。 また、節水の取組として、節水型トイレの導入、擬音装置の設置、トイレ手洗器の自動水栓や節水コマの設置等を採用し、より効率的な水利用が行われる計画である。 東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、中水及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組みは本要綱に合致している。 以上のことから、本事業における節水対策は東京都の水の有効利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標（水の効率的利用への取組に関する東京都等の計画、目標等）は満足するものとする。
11. 廃棄物	設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、東京都廃棄物条例、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理・処分を行う。 また、施設内のテナントに対する廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の誘導や施設利用者に対する分かりやすい分別表示を行う。 以上のことから、「調布市一般廃棄物処理基本計画」の目標とする再資源化率等を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。また、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する等により、再資源化率の向上に努める。
12. 温室効果ガス	武蔵野の森総合スポーツ施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガスは、約 76kg-CO₂/m²と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりの温室効果ガス（約 85.6kg-CO₂/m²）に対して約 11%の削減率となる。 計画では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入する計画としている。 以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標（類似施設等の標準的な温室効果ガス排出量）は満足するものとする。
13. エネルギー	武蔵野の森総合スポーツ施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、約 1,829 MJ/m²と考えられ、類似施設調査において確認された床面積当たりのエネルギー使用量（約 2,013 MJ/m²）に対して約 9%の削減率となる。 計画では、予測に反映した対策以外にも、自然換気や自然採光を考慮する等、各設備計画等において効率的利用のための機器・設備を導入する計画としている。 以上のことから、設備の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減を図っていることから、評価の指標（類似施設等の標準的なエネルギー使用量）は満足するものとする。
14. 土地利用	本事業の実施に伴い、未利用地、屋外利用地・仮設建物（暫定駐車場を含む）がスポーツ・興業施設に変更になる。 計画地が位置する調布基地跡地は、平成 5 年 10 月の六者協の合意で示された土地利用計画案に基づき、調布飛行場跡地に総合スポーツ施設を建設するとされている。「調布市都市計画マスタープラン 改訂版」では、計画地周辺は「スポーツやイベントを通じて交流し、余暇を充実して過ごせる文化・交流の拠点」と位置付けられている。また、「東京都長期ビジョン」では、計画地周辺は「武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）」の整備を進め、「味の素スタジアム」とともに、多摩地域のスポーツ振興の拠点形成を推進する。」としている。 本事業は、スポーツ施設を建設するものであり、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場等の既存のスポーツ施設と一体となった土地利用が図られる。これにより、調布基地跡地の土地利用計画に合致するとともに、「調布市都市計画マスタープラン」及び「東京都長期ビジョン」との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している土地利用に関する目標、方針等）は満足するものとする。 また、2020 年東京大会が契機となり、本施設は隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とともに武蔵野の森地区のスポーツやイベントを通じた文化・交流拠点としての機能がより一層促進されるものとする。

表 4. 4-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
15. 安全	[危険物施設等からの安全性の確保の程度] 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 700m 程度の距離に位置している。 危険物施設等については、法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。 また、計画地周辺の調布基地跡地運動広場、大沢総合グラウンド、都立武蔵野の森公園、朝日サッカー場は、避難場所に指定されている。 以上のことから、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等）は満足するものと考える。 [移動の安全のためのバリアフリー化の程度] 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、調布市福祉のまちづくり条例及び都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドラインに基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、記号や図は、障害者、子供、外国人等にも分かりやすいデザインとし、文字については視覚障害者に配慮し主要な部分について点字表記を行う計画である。 以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している目標等）は満足するものと考える。 [電力供給の安定度] 計画建築物への電力引込には、普通高圧 6. 6kV の本予備電源 2 回線を引き込み、予備電源、非常電源、保安電源としての利用を目的とした「非常用発電設備」を設置する。 また、電力監視設備を中央監視から独立させて設置し、電力監視と中央監視（機械設備）の相互監視により、万が一のトラブル時にも監視を可能とする。 さらに、イベント時には、イベント用電源車を管理者用の駐車場に設置することを予定し、メインアリーナ内への仮設電源敷設ルートを確認する。 以上のことから、評価の指標（受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされている）は満足するものと考える。
16. 消防・防災	[耐震性の程度] 本事業は、「構造設計指針」（東京都財務局）に基づき、公共性が高い不特定多数の者が利用する文化・スポーツ施設として、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。 以上のことから、東京都や調布市の防災計画等との整合が図られており、評価の指標（関連法令等の耐震基準）は満足するものと考える。 また、計画地は広域防災拠点・広域避難場所に指定されている「調布基地跡地運動広場及び大沢総合グラウンド一部」隣接していること、大地震発生時においても機能確保が図られる構造体としていることから、大地震発生時などに地域の拠点として機能すると考える。 [防火性の程度] 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標（関連法令等の防火基準）は満足するものと考える。
17. 交通安全	公共交通機関である鉄道駅から計画施設までのアクセス経路は、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）とほぼ同様であり、当該アクセス経路については、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。 また、当該アクセス経路は、一般国道 20 号（甲州街道）を横断歩道橋で交差しており、立体的な歩車分離が行われている。計画施設の 3 階コンコースはこの横断歩道橋と接続する計画であり、計画施設においても立体的な歩車動線の分離が可能と考える。 以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものと考える。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（27都市基交第142号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 27 年 8 月発行

登録番号 (26) 19

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書

概要版

(武蔵野の森総合スポーツ施設)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局

大会準備部施設輸送計画課

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

